

大阪広域環境施設組合規則第3号

大阪広域環境施設組合財産規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合財産規則（平成27年規則第70号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条第2項第2号」を「第5条第3項第2号」に改め、同条第2項中「第5条第2項第3号」を「第5条第3項第3号」に改める。

第11条中「第5条第3項第3号」を「第5条第4項第3号」に改める。

第39条の見出しを「(台帳の作成)」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。